

文化活動支援

令和
4年度

姫路市で行われる芸術文化活動に、助成金を交付します！

対象事業の実施期間・申請受付期間

	事業実施予定日	申請受付期間(郵送のみ)
上期	令和4年 (2022年) 4月1日～ 9月30日	令和4年 (2022年) 1月10日 ^月 ～ 2月10日 ^木 必着
下期	令和4年 (2022年) 10月1日～ 令和5年3月31日 (2023年)	令和4年 (2022年) 7月10日 ^日 ～ 8月10日 ^水 必着

令和4年度から郵送受付のみになります。

※事業実施が上期・下期にまたがる場合は、上期分に申請を行ってください。
※事前のご相談も受け付けております。詳細は下記お問い合わせ先まで。

助成の対象

姫路市内を主たる活動の本拠とする団体又は個人が行う芸術文化活動、生活文化活動で、1団体又は1個人につき1会計年度2事業まで対象とします。
(※上期、下期で1事業ずつ)

対象となる事業

- 活動成果の発表事業
- 芸術家や芸術団体を招いて鑑賞する事業
- 文化講演会、セミナー等の事業 等

所定の申請書類は、財団ホームページからダウンロードするか、
140円切手を貼った角2サイズの返信用封筒を同封の上、請求してください。

■申請先

〒670-0836 姫路市神屋町143-2 姫路市文化コンベンションセンター内

公益財団法人姫路市文化国際交流財団 振興チーム 行

TEL.079-298-8013(令和3年12月28日まで) TEL.079-289-1101(令和4年1月4日から)



姫路市
文化国際
交流財団



財団ホームページ <https://himeji-culture.jp/>

こちらのQRコードから財団ホームページへアクセスできます。▶

助成対象者

助成交付の対象者は、以下の要件を満たすものに限ります。

- 姫路市内に主たる活動の本拠を有する団体及び個人であること。
- 活動に対する会計経理が明確であること。
- 事業を完遂できる見込みがあること。

助成の対象となる事業

市民文化の振興に資する公演、発表会、展示会、講演会等の事業で広く市民を対象とする事業

- 例
- 発表事業…日頃の文化活動の成果を広く市民に公開、発表するもの。音楽会、演劇・舞踊の公演、美術展、自主映画会、民謡、民踊、生活文化展(華道、書道展など)、文芸作品集の発行等
 - 鑑賞事業…自分達の活動発表でなく、他の芸術家の演奏会、展示会をプロデュースして開催することで文化芸術に触れる機会を広く市民に提供するもの
 - 文化講演会、セミナー等…文化講演会、講座、セミナー、シンポジウム、フォーラム、公開レッスン、ワークショップなど、文化芸術にかかる市民への啓発普及事業

助成の対象とならない事業

- 姫路市の文化振興に寄与しない事業
(例) 事業実施会場が姫路市外の事業
- 学術的な会合や学会に類する事業
- 宗教的活動、政治的活動
- 売上の寄付を目的とするチャリティー事業
- 営利を主目的とする事業
(例) フリーマーケットの要素のある事業
- 「文化芸術事業会場費補助金」を除く、その他の姫路市の資金援助による助成金等の対象となっている事業
- 一般市民が入場、見学できない事業
- その他助成にふさわしくない事業
- 文化祭など学校行事や学校のサークル・クラブ活動の一環と見なせる事業

助成申請可能額

助成対象経費の50%以内を限度とします。

※ 助成対象経費から入場料等収入を控除して得られる金額が、助成対象経費の2分の1を下回る場合は、その控除された額を申請限度額とします。

※ 必ずしも申請額と同額が交付されるわけではありません。

支給額は最大でも40万円、ほとんどの助成額は数万円～十数万円です。

申請金額を全額支給できるケースは稀ですので、自己資金、その他の助成金申請、協賛金の獲得などの資金計画のもとで、確実に事業が行われるようにしてください。

助成決定後の辞退は、他の申請者に対する助成機会を奪うこととなりますので、くれぐれもご注意ください。

審査基準

助成金の諾否及び交付額については、以下の優先度を基準として審査します。

優先度の高いもの

- 芸術性 …… 芸術性が高く評価される事業
- 技能性 …… 作品や出演者の技術水準が高いと認められる事業
- 創造・新規性 …… これまで姫路で行われなかった事業や、新たな手法による事業
- 市民参加性 …… 主催する側でも観る側でも一般市民の参加が多い事業
- 適時性 …… 団体等の成長(周年・記念事業等)や、市民文化の向上に内容が時宜を得ている事業
- 郷土性 …… 郷土で培われてきたものに焦点を当てた事業
- 将来性 …… 優秀な資質を有し、新規事業等で将来性が期待される事業

優先度の低いもの

- 会員向け色彩の強い事業
- 助成を受けなくても事業の遂行が充分可能と認められる事業
- 趣味的サークル活動で、団体・会員の親睦を主目的とする事業
- 例年どおりの内容で定期的に行っている事業
- 観光を主目的とする事業
- ページ数や印刷部数(配布・販売場所)の少ない小刊行物
- 入場料等により容易に行われる事業
- 近い過去に財団から助成を受けている事業